

## 5. 院内での感染症の報告体制

感染の拡大を最小限に抑えるためには、速やかな連絡と報告が必要不可欠である。そのために、感染症の発生時の対応を以下のように定める。また、委員会からも現場への情報提供を可能な限り行っていく。

- ① 感染症（疑いを含む）発生時の対応
- ② 感染症発生（転帰）報告書の提出

以下の感染症患者の発生があった場合、医師は「感染症発生（転帰）報告書」を速やかに感染予防対策委員会に提出する。また、同患者の転帰が決定した際には、同書類にて転帰を報告する。

対象感染症：

MRSA, 緑膿菌, ESBLs, VRE, CRE・・・検査科が用紙作成  
結核, 麻疹, 風疹, 水痘, 流行性耳下腺炎, RS ウイルス, 流行性角結膜炎, 感染性胃腸炎（ノロウイルス, ロタウイルス, クロストリジウム・デフィシレ, 病原性大腸菌 0 - 157 など), 季節性インフルエンザ\* 疥癬  
その他

\*新型インフルエンザに関しては、専用の報告書を提出

- ③ 感染症の発生・流行に対する情報発信

平成 23 年 11 月 1 日作成

平成 30 年 9 月改訂